

令和3年度第4回総会（月例）議事録

日 時	令和3年7月28日（水） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 室屋 智美
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 末永、尾堂、小山田、東、今吉、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（特別滞納整理課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 8 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 9 農地パトロールについて

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、室屋委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、園山委員、堀之内委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>
-----	--

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～2 ページ 9 件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、譲渡理由：贈与、譲受理由：実習農園、権利の種別：所有権移転、贈与。 この件につきまして、補足して説明いたします。 譲受人は、教育を目的として設立された学校法人です。 今回、農地を取得し、主に小学校1・2年生を対象とし、甘しょの植え付け、収穫等の体験学習を行う実習農園として利用する予定です。 農地所有適格法人以外の法人は、原則、農地を取得することはできませんが、本件は、不許可の例外規定である農地法施行令第2条第1項第1号ハの「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その事業の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当いたします。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号3号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号4号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 番号6号、農業廃止、新規就農、使用貸借権。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号1号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>3 ページ 3 件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：共同住宅1棟336.89㎡、駐車場等851.91㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…本人畑、西…市道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、通路59.00㎡、法面等110.00㎡、東…市道、西…別件4条申請地、南…他人畑、北…本人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、通路54.52㎡、法面等116.48㎡、東…別件4条申請地、西・南…他人畑、北…本人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 4ページ～9ページ 22件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場135.00㎡、通路174.00㎡、転回場169.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西…市道、雑種地、南…宅地、雑種地、北…他人田、雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等316.63㎡、東…市道、西…貸人畑、南…貸人畑、山林、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等158.01㎡、東…里道、西・南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、住家1棟179.71㎡、庭敷地等302.02㎡、東・北…他人畑、西…宅地、南…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟109.98㎡、庭敷地等302.29㎡、東・西・北…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、資材置場422.00㎡、車両置場268.66㎡、東…山林、西…宅地、南…雑種地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、住家1棟119.24㎡、庭敷地等340.76㎡、東…農道、西…渡人畑、宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、住家1棟135.80㎡、庭敷地等293.24㎡、東…他人畑、西…宅地、南…雑種地、貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号9号、住家1棟72.46㎡、庭敷地等381.54㎡、東…山林、宅地、西・北…山林、南…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等164.25㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟108.08㎡、庭敷地等316.45㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、建売住宅9棟445.21㎡、通路350.98㎡、庭敷地等2,129.90㎡、東・北…他人畑、西…市道、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、太陽光発電3,445.44㎡、法面等4,197.56㎡、東…宅地、西…市道、宅地、原野、南…宅地、雑種地、北…山林、境界…フェンス、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明をいたします。</p>

吉田支局	<p>それでは、この件について、補足説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、吉田支所から南に約5kmに位置する赤で囲まれた部分で、都市計画用途地域内にある、宅地化の状況が一定の程度に達している区域内にある農地に該当する「第3種農地」になります。</p> <p>申請人は、東京都に本店を置き、発電設備の設置及び売電事業を営む法人です。この施設は、太陽光パネル920枚、発電出力約249kWで、約50世帯分の年間消費電力量を賄うことができます。</p> <p>申請人は、令和2年11月30日に経済産業省へ事業計画認定申請を行い、同年12月25日に事業計画認定を受けています。</p> <p>また、九州電力との発電に係る系統連系接続契約についても成立していることを確認しております。(1枚目の図面めくる)</p> <p>今回、申請地4筆の畑を取得し、隣接する原野と斜線の公衆用道路、合わせて2,009㎡と一体利用し、売電事業を行うものです。</p> <p>総面積は7,643㎡になりますが、そのうち南西側の茶色の斜線で囲われた約4,197㎡は傾斜のある山林化した法面で、農地としても利用できず、パネルも設置できません。そのため、有効利用できる面積は、青色の斜線で囲われた約3,445㎡の部分となります。太陽光パネルは高さ1.8mのフェンスで全体を囲み、敷地境界からは約2m離し、約1.5mの間隔を空けて設置します。なお、公衆用道路の払下げについては、すでに関係機関と協議済みです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、住家1棟70.00㎡、庭敷地等384.00㎡、東…宅地、西・南…宅地、他人畑、北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から北に約5kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、宅地分譲714.00㎡、通路24.00㎡、東…私道、西…宅地、南・北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、資材置場120.00㎡、通路125.00㎡、駐車場等894.00㎡、東…他人田、西…雑種地、南…雑種地、原野、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、建売住宅1棟55.89㎡、駐車場50.00㎡、庭敷地等98.05㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、住家1棟86.12㎡、駐車場18.56㎡、通路7.34㎡、庭敷地等102.89㎡、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、建売住宅1棟89.50㎡、駐車場67.42㎡、庭敷地等47.84㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、駐車場75.00㎡、転回場等198.00㎡、東…他人畑、西・南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>本件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、支所から西へ約2.4kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、隣接する住宅を購入し、雑貨販売を行うもので、今回、申請地を駐車場として申請するものです。</p> <p>なお、申請地への進入路については、隣接する西側宅地から行う計画です。</p> <p>番号21号、資材置場509.00㎡、駐車場56.00㎡、通路114.00㎡、転回場等856.00㎡、東…河川、水路、西…他人畑、他人田、南…水路、他人田、北…河川、里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、資材置場257.00㎡、駐車場116.00㎡、転回場等365.20㎡、東…他人畑、西…他人田、南…県道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号13ですが、太陽光発電につきましては、大規模な計画がありまして、そこに造るということですが、現地の人達の反対運動等が起きているわけですよ。この場合は、そういう反対の声はないのか、埋め立て等はしないのか、今、災害が頻発しておりますが、そういう心配はないのかということを知りたいです。それから、宅地造成等をして、そういう災害に対する心配をする方もいるわけですが、宅地造成並の指導はないということを聞きますが、こういった場合の管轄をする所は、県であるのか、市であるのか、その辺のところも教えてください。</p>
吉 田 支 局	<p>この太陽光発電につきましては、申請地はハザードマップ上の土砂災害警戒区域等には指定されておらず、造成工事、切土、盛土もせず、現状のままで、平たんな場所にパネルを設置する施工です。しかも、太陽光パネルを設置する面積も、全体面積の半分以下で、パネルも1.5mの間隔を空けて設置される為、雨水、排水も影響は少ないと判断しております。地元の反対運動につきましては、知り得る限りでは、そういった動きはないようです。業者の方には、ちゃんと地元の方に説明をするように指導はしております。それから、この宅地造成の宅造法、都市計画法につきましては、管轄する機関は、土地利用調整課になっております。都市計画法29条の開発行為、宅造法8条の許可申請は不要ということで、土地利用調整課の方には確認をしております。</p> <p>以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号13号、第1種農地である番号14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 非農地認定に関する件 10ページ～12ページ 9件	
議 長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、39年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：事務所兼倉庫1棟、倉庫2棟、約30年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、66年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 農地利用変更届出に関する件 13ページ～14ページ 6件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、喜入、16番委員をお願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年8月1日、工事終了日：令和3年12月31日、周囲の状況：東…他人田（農変番号4申請地）、西…他人田（農変番号2申請地）、南…市道、北…水路、境界…L型擁壁、土留、高さ…0.95m、作物…そば、搬入土…シラス。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年8月1日、工事終了日：令和3年12月31日、周囲の状況：東…他人田（農変番号1申請地）、西…他人田（農変番号3申請地）、南…市道、北…水路、境界…L型擁壁、土留、高さ…0.95m、作物…そば、搬入土…シラス。</p> <p>番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年8月1日、工事終了日：令和3年12月31日、周囲の状況：東…他人田（農変番号2申請地）、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、L型擁壁、土留、高さ…0.95m、作物…そば、搬入土…シラス。</p> <p>番号4号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年8月1日、工事終了日：令和3年12月31日、周囲の状況：東…宅地、西…畑（農変番号1申請地）、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、土留、高さ…0.95m、作物…そば、搬入土…シラス。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>番号1～4について、搬入土がシラスとなっておりますが、田の土を削り、シラスを搬入した後、削った土を表土として使用します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8番委員をお願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年9月1日、工事終了日：令和4年2月28日、周囲の状況：東…市道、西…他人田（農変番号6申請地）、南…宅地、北…里道、境界…土留、高さ…0.50m、作物…野菜、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>番号6号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年9月1日、工事終了日：令和4年2月28日、周囲の状況：東…市道、宅地、他人田（農変番号5申請地）、西…本人田、南…山林、北…里道、境界…土留、高さ…1.00m、作物…野菜、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地利用変更届出に関する件」6件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件 15ページ～32ページ 33件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>23ページ、番号15号につきましては、12番委員が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、12番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>12番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（12番委員離席後）</p> <p>それでは、番号15号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 23ページをご覧ください。 番号15号、2筆で、地目：畑、面積1,663.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間3年、区分：新規。 令和3年7月30日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号15号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(12番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの32及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の15ページをご覧ください。 「議案第6号」、令和3年7月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃借権21件、33筆、38,283.00㎡。使用貸借権12件、16筆、16,929.00㎡。合計33件、49筆、55,212.00㎡です。 議案書の16ページから32ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、32ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、松元、6番委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5kmに位置し、東側は市道、西・南・北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5kmに位置し、東・北側は市道、西側は宅地、南側は宅地、他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料 3	
議 長	<p>次に、議題 8.「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料 3 をご覧ください。</p> <p>議題 8 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>この意見の提出は、農業委員会法第 38 条に規定する、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」に基づくものでございます。</p> <p>今年度の「農業委員会の意見」につきましては、6 月の地区推進協議会において、支局ごとに取りまとめでいただいたものを、7 月・8 月の総会で審議していただき、9 月に市長へ提出したいと考えております。</p> <p>それでは、表紙裏をお開きください。</p> <p>今年度は、1 番から 7 番までの 7 項目でございます。</p> <p>各地区推進協議会で概要をご案内し、7 月の運営連絡会において、最終的に取りまとめた案をお示ししております。</p> <p>農業委員会として、市の施策に活かせるように、意見を提出するものでございますので、内容をよく吟味し、整理していただきたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、事務局説明の後、一括して審議をお願いします。</p> <p>今回、継続分 3 項目、新規分 4 項目、計 7 項目の意見がございました。</p> <p>項目 1～3 につきましては、昨年と変更があったもののみ読上げることといたします。下線が引いてある部分に変更または追加した部分です。また、項目 3 につきましては昨年と同意見でございますので省略させていただきます。</p> <p>各項目の後に参考として記載しているものについては、それぞれお目通しください。</p> <p>それでは 1 ページをお開きください。</p> <p>「 1 有害鳥獣被害対策について 」</p> <p>意見の追加部分は次のとおりです。</p> <p>(4) イノシシ等有害鳥獣の忌避剤購入及び散布に要する費用について支援をお願いしたい。</p> <p>次に、3 ページをお開きください。</p> <p>「 2 農道等の整備及び維持管理について 」</p> <p>(4) 農家の高齢化により、大雨時の井堰の堰板取外し作業が危険であるため、堰板の着脱式から可動式へ改修工事をお願いしたい。</p> <p>次に、新規の意見について、内容を読み上げさせていただきます。</p> <p>8 ページをお開きください。</p> <p>「 4 (新規) 市街化区域内農地の固定資産税の軽減について 」</p> <p>国は市街化区域内農地保全のために法律を改正しました。市街化区域内の農地は災害時の避難場所、消費者との交流、都会のオアシス、憩いの場所として見直されました。しかし、固定資産税の軽減措置は取られていません。生産緑地の厳しい条件を緩和する等、農業収入以上になる税金を一般農地並に軽減することを要請します。</p>

	<p>9ページをお開きください。</p> <p>「5（新規） 荒廃農地所有者に対し行政指導の強化」</p> <p>放置された農地に雑草や雑木が生い茂り、猪や小動物の住処となっているため、近隣の農地への被害が増えている。意向調査に対し反応がなく、放置されたままの農地の所有者に対し、より厳しい指導が行えるように検討していただきたい。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>「6（新規） 営農指導の徹底について」</p> <p>耕作放棄地や休耕田等で増殖したスクリミングガイ（通称：ジャンボタニシ）が耕作地に侵入し、植付後に稲苗を食害するため、植えつぎを繰り返し行うなど、田植えに支障をきたしています。そのため、これまでもJA等が主催する講演会を通じ、被害対策に関する研修を開催していただいているところですが、被害の拡大を抑えられない状況です。被害防止の一層の対策として、市主催の研修会を開催していただく等、対策指導の徹底をお願いしたい。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>「7（新規） 農業委員・推進委員の活動に係るタブレットの使用について」</p> <p>現地調査では、地目アプリなどの活用で、正確な農地の特定ができるため業務の効率化が図れる。また、総会資料などをタブレット端末へメールで送ることで、紙出力等の大幅な削減と迅速化が図られる。さらに、農家台帳とのデータアクセスが出来れば、耕作者へのアドバイス等を容易に行うことが出来、迅速かつ確実に市民へのサービスの提供ができるので、是非、タブレット端末の配置をお願いしたい。</p> <p>以上で「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出」に関する説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>今年は7件要望が上がっておりますので、1件ずつ審議していきたいと思えます。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策について 昨年分に（4）を追加して、要望したいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>2 農道等の整備及び維持管理について 昨年分に（4）を追加して、要望したいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>3 持続的・安定的農業経営のための各種支援について 昨年と同じですので、このままで要望したいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>4 市街化区域内農地の固定資産税の軽減について 東京等では、生産緑地制度でしていますが、鹿児島市においても旧5町は関係なく、旧鹿児島市が関係してきますが、実際は、農家からそういう声は上がって</p>

	<p>こないです。鹿児島市も今のところは制度導入の意思はないということです。これは取り下げるといふことでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>5 荒廃農地所有者に対し行政指導の強化 これは、農業委員会に責任があります。農業委員会では農地パトロールや指導はしています。これ以上は国が法律を決めてもらわなければどうしようもないという状況です。市からも指導はしています。国が対策を取らないとどうしようもないということです。これは取り下げるといふことでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>6 営農指導の徹底について 鹿児島市も合併前の平成3年から6年まで農薬の補助を実施して経緯もあります。日置市が昨年まで補助をしていましたが、今年はないそうです。JA等と提携して指導して努力をしています。先日、農業者と語る会で鹿児島市長に申し入れをしましたが、参考に書いてあるような答えでした。市としては考えていないということです。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>こういう作業をして効果があると市は確認をしているのですか。これをしてはいますが、全然効果はありません。だから農薬の補助をお願いしたいと言っているのです。この指導によって効果が見えたということが欲しいです。言われてきたことをしてきましたが全然効果がありません。農薬に頼るしかないから農薬の補助金をお願いしたいという要望です。ぜひ上げて欲しいです。</p>
3 番 委 員	<p>方法としては色々していますが、早目に田を中耕して、外周部の草は払わない。そこにジャンボタニシが卵を産み付ける習性があるから、そこを目掛けて薬をまいたら効果があった等、支所間で話が出ます。冬場にこういう講習会をもっとしてもらったらいいのではないかと思います。</p>
9 番 委 員	<p>意見の内容の中に、被害の拡大を抑えられない状況ですとなっているわけですから、当然、被害の拡大を抑えるように指導してもらわないといけないと思います。これは大事なことだと思うので、何も6番を削る必要はないです。研修会を開催していただく等となっていますので、拡大を抑えられるような方策を、市としても研究をして、それを皆さんにお知らせをして、研修をして、そういう指導をするというのは、当然なことだと思います。これはこのまま載せてください。</p>

1 2 番 委 員	ジャンボタニシは非常にやっかいなんです。いろいろな対処方法がありますので、これはぜひ上げてもらって、行政の方でも対処法を今から勉強もしてもらって、何とかしないと、一反分の田んぼが半分位ジャンボタニシにやられています。非常に深刻なことですので、これはあげてください。
8 番 委 員	私も同じです。
1 1 番 委 員	私も同じです。
7 番 委 員	私は農芸高校といろいろ意見交換をしていますが、学校の農園が今年20アール位の半分位がジャンボタニシにやられたんです。教育現場でもいろいろやっているのだけど、徹底できていないのが実情なんです。市にエキスパートがいるのだったら、講習会をし、それでもだめなら、農薬の補助とかそういうことをぜひやって欲しいと要望したいです。
議 長	<p>わかりました。 要望することでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>7 農業委員・推進委員の活動に係るタブレットの使用について 全国で何ヶ所かこれを導入している所がありますが、現在、国の方でも全国農業会議を通して、恐らく1、2年のうちにタブレットの使用について、このような要望が通るのではないかと考えています。これは、市に言わなくても、農業会議所の方でも国に要望して、一応1、2年のうちにタブレットの使用ができるようしたいということで頑張っているそうです。取り下げてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」は、継続の1から3、新規の6の4項目になります。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第5回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 33ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	報告します。33ページです。 照会日：令和3年7月2日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年7月12日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島市長（特別滞納整理課）から照会のあった農地等の現況について 34ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（特別滞納整理課）から照会のあった農地等の現 況について」 それでは、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	報告します。34ページです。 照会日：令和3年3月23日、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定め のない都市計画区域内にあり、現況農地である。 処理状況：買受適格証明書を有する者に限る。令和3年4月1日 鹿児島市長 へ報告済。
3. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 35ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書につ いて」 それでは、谷山、事務局お願いします。

谷山支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、市街化調整区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が6月15日に提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(田)1,758㎡、現況利用です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化調整区域内の農地であり、第2種農地のその他の農地に該当するものです。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には農地が含まれているので、農地法に基づく許可が必要である」との回答したところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ6月28日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</p> <p>36ページ～38ページ 12件</p>	
議長	<p>報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」</p> <p>報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」</p> <p>報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」</p> <p>報告事項7「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>36ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は12件です。</p> <p>登記地目別では、田5筆、1,931.00㎡、畑29筆、19,908.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が12件。権利の種別は、所有権が12件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が10件となっております。</p> <p>37ページから38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 39ページ～49ページ 31件	
事務局	<p>39ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が5件、その他が3件、駐車場が1件、合計9件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が16件、その他が4件、資材置場、店舗等が各1件、合計22件となっております。</p> <p>40ページから42ページは、4条関係9件、43ページから49ページは、5条関係22件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 50ページ～52ページ 5件	
事務局	<p>50ページをお開きください。</p> <p>報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山、吉田、喜入、松元に合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
7. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 53ページ～54ページ 1件	
事務局	<p>53ページをお開きください。</p> <p>令和3年6月18日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和3年7月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権1件4筆2, 239. 00㎡となっております。</p> <p>今回の分は、平成30年8月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>54ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
8. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
議長	<p>報告事項8「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>報告事項9「農地パトロールについて」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>報告事項8 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の5月分については、訪問戸数44戸、うち不在5戸、調査回答戸数40戸、貸出希望1戸8.13アール、借入希望1戸20.00アール、貸出実績1戸0.89アール、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数5,407戸、うち不在538戸、調査回答戸数4,993戸、貸出希望267戸5,538.75アール、借入希望53戸2,220.00アール、貸出実績16戸230.67アール、借入実績11戸225.87アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p style="text-align: center;">9. 農地パトロールについて 別冊資料5</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>農地パトロールについて報告いたします。</p> <p>別冊資料5の1ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、令和3年8月23日(月)から8月31日(火)までを中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域は、本庁1班、谷山4班、伊敷、吉野、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班です。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員です。</p> <p>5. 調査方法は、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法は、①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p>次回の農地パトロールは9月に実施予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、2ページから5ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、6ページから8ページでございます。よろしく申し上げます。</p> <p>また、農地パトロールの当日は「帽子」、「腕章」、「ステッカー」等、農地パトロールグッズの活用を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前11時05分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>例年7月総会において審議しております農地法第3条の下限面積についてですが、下限面積を決定する際の資料である2020農林業センサスの公表資料にあります、10アール刻みの経営規模別の農家戸数の調査結果の公表が遅れておりますので、今回の総会での検討は困難でした。今後、資料の提供があり次第、総会で審議をしていただきたいと思います。</p> <p>・令和3年度第5回総会（月例）開催日時は、 8月27日（金）午前10時開会 教育総合センター3階 青年会館</p> <p>来月の総会終了後には、第1回の農業委員会だよりの編集会議も予定しておりますので、併せてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時10分）</p>

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

9 番 委 員

10 番 委 員